Ｎｏ．６

【森林対策課分】

令和８年度鳥獣害防止対策事業について

１．鳥獣害防止対策事業

（１）侵入防止柵（電気柵・メッシュ柵等）設置に要する経費の補助

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 対象 | 補助率 | 備考 |
| ① | 国庫事業 | 町内会、生産組合 | 定額 | 国からの予算配分により補助率が変動 |
| ② | 市単事業 | 町内会、生産組合 | １／２ | 補助限度額１００万円 |

※詳細は裏面［資料１］を参照

（２）人工林をクマ剥ぎ等から防護するためのネット巻きに要する経費の補助

　　　　補　助　率：１／２

　　　　補助限度額：１００万円

２．要望調査票の提出

　　　　提 出 先：白山市産業部森林対策課（白山市鶴来本町四丁目ヌ８５）

　　　　提出期限：令和７年１０月３日（金）

３．その他

　　　　個人への侵入防止柵設置に要する経費の補助は、例年どおり随時受付

〒920-2192 白山市鶴来本町四丁目ヌ85番地

白山市産業部森林対策課　　担当：西田・川畑

TEL 076-272-1965　FAX 076-272-2752

【資料１】

　　①国庫事業（鳥獣被害防止総合対策交付金）について

　　　・要　　件：受益戸数が３戸以上であること

　　　　　　　　　費用対効果の算出が必要

　　　　　　　　　新規に電気柵・メッシュ柵を設置

　　　　　　　　　　※前年度から継続して設置している場合は対象外

　　　　　　　　　　※家庭菜園は対象外

・申 請 者：町内会、生産組合

※個人による電気柵の導入は補助対象外

※必ず町内会長・生産組合長が集落内の要望を取りまとめの

うえ、要望調査票を提出

・補助対象：材料費のみ

※施工費・ソーラーパネルのみ等の単品資材は対象外

・補 助 率：定額（国からの予算配分により補助率は変動）

　　　　　　　　　　※白山野々市鳥獣害防止対策協議会で電気柵・メッシュ柵等

の資材を購入し、町内会・生産組合へ貸出

　　　　　　　　　　※原則、今回いただいた要望をもとに導入手続きを進めさせ

ていただきますが、全体の要望量と予算の状況によっては

導入量を調整させていただく場合がある

　　　・そ の 他：設置後、電気柵８年、メッシュ柵１４年間を町内会・生産組合

　　　　　　　　　で維持管理していただく

※破損した場合は、町内会・生産組合で修理

　②市単独事業（団体）について

　　　・要　　件：集落の周りに設置する侵入防止柵が対象

　　　　　　　　　　※個人の田畑に設置するのは対象外

　・申 請 者：町内会、生産組合

　・補助対象：材料費のみ

　・補 助 率：１／２（限度額１００万円）

**◆申請する場合は、事前に白山市産業部森林対策課まで要相談**

**◆①②の事業については提出期限までに提出がないもの、あるいは年度途中に**

**提出されたものは、令和８年度事業の対象になりませんのでご注意ください**

令和　　年　　月　　日

（あて先）白山市長

町内会・生産組合名：

　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先：

令和７年度鳥獣害防止対策事業調査票

　令和７年度に下記事業を予定していますので提出します。

（１）侵入防止柵の設置

□事業のタイプ　　　　　　　①国庫事業　　②市単独事業

　　　　　　　　　　　　　　　　　　※上記のいずれかを○で囲む

□侵入防止柵のタイプ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　※電気柵、メッシュ柵等を記入

□設置延長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｍ

　　　　□事業費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　□設置予定位置図　　　　　　別紙図面のとおり

　　　　　　　　　　　　　　　　　　※設置予定位置図を添付